皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月二十九日トルコ国の共和国創立記念日につき、同月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

運　　輸

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

平成二十一年十月三十日

海難審判所所長　山田豊三郎

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二一二一〇一	岡部　友和	二一・七・三〇
二一二一〇二	小室　重幸	〃　・八・　四
二一二一〇三	山津　源和	〃　・〃・
二一二一〇四	梶原　篤忠	〃　・〃・二八
二一二一〇五	松田　健太郎	〃　・九・二四
二一二一〇六	青木　理生	〃　・〃・二八
二一二一〇七	竹谷　光成	〃　・〃・二〇
二一二一〇八	福田　身延	〃　・〃・二八

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	事由
九三三	中島　三朗	二一・八・二四	申請

労　　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会病院労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成21年11月１日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 21 年 10 月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

北海道　ＫＫＲ札幌医療センター斗南病院及びＫＫＲ札幌医療センター
宮城県　東北公済病院及び東北公済宮城野分院
東京都　立川病院、虎の門病院及び三宿病院
神奈川県　虎の門分院
愛知県　名城病院及び東海病院
大阪府　枚方公済病院及び大手前病院
兵庫県　六甲病院
広島県　広島記念病院
香川県　高松病院
福岡県　千早病院
大分県　新別府病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＡＮＡグループ乗員組合から、雇用確保等の要求に関して、平成21年11月４日以降、同組合の組合員が従事する全日本空輸株式会社、エアーニッポン株式会社、エアーセントラル株式会社、株式会社エアーニッポンネットワーク及びエアーネクスト株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 21 年 10 月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エアーニッポン乗員組合から、年末一時金等の要求に関して、平成21年11月４日以降、同組合の組合員が従事するエアーニッポン株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 21 年 10 月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エアーネクスト乗員組合から、年末一時金等の要求に関して、平成21年11月４日以降、同組合の組合員が従事するエアーネクスト株式会社の全職場（北海道、宮城県、千葉県、新潟県、愛知県、福岡県、長崎県、大分県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 21 年 10 月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エアーニッポンネットワーク乗員組合から、年末一時金等の要求に関して、平成21年11月５日以降、同組合の組合員が従事する株式会社エアーニッポンネットワークの全職場（北海道、東京都、新潟県、大阪府、島根県、愛媛県、高知県、福岡県及び佐賀県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 21 年 10 月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本エアコミューター乗員組合から、年末一時金等の要求に関して、平成21年11月５日以降、同組合の組合員が従事する日本エアコミューター株式会社の全職場（北海道、新潟県、長野県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 21 年 10 月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本エアコミューター客室乗務員組合から、年末一時金等の要求に関して、平成21年11月５日以降、同組合の組合員が従事する日本エアコミューター株式会社の全職場（北海道、新潟県、長野県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 21 年 10 月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 30 日

北海道労働局長　髙原　和子

第４号中「１時間747円」を「１時間753円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月１日から効力を生ずる。

北海道労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 30 日

北海道労働局長　髙原　和子